未利用口座管理手数料規定

1. (規定の範囲)

この規定は、普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座に適用されます。

2. (未利用口座となる口座)

最後のお預入れまたは払戻し等(以下、「お取引」といいます。なお、該当の普通預金または貯蓄預金(総合口座を含みます。)のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座または貯蓄預金口座(総合口座を含みます。)を未利用口座として取り扱います。

※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も、最後の「お取引」から2年以上一度もお取引がない場合、未利用口座として取り扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

(1)預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所宛てに案内を発信します。(第3項各号に該当する場合を除きます。)

なお、この案内が延着しまたは到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2)案内を発信後、一定期間(約3ヵ月)経過してもお取引がない場合に、年間1,200円(消費税別)の未利 用口座管理手数料をお支払いいただきます。

翌年以降も未利用口座である場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。翌年以降の未利用口座管理手数料のお支払いについては、改めて案内は発信しないものとします。

なお、未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、当該口座より引き落とすものとします。

- (3) 前項にかかわらず、次の口座は未利用口座管理手数料の対象とならないものとします。
 - ① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
 - ② 当該口座と同一支店で、定期預金、積立式定期預金、定期積金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共 債、生命保険の取引が1円以上ある場合
 - ③ 当該口座と同一支店で、融資取引がある場合
- (4) 引き落とし済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。

4. (口座の自動解約)

- (1) 当該口座の残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、通知することなく当該口座を解約します。なお、お客さまの口座残高以上のお支払いはございません。
- (2) 解約した口座の再利用には応じません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上